

平成27年8月28日
(照会先)
品質管理部長 田中 章夫
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成27年7月分)について

平成27年7月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成27年7月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、7月に本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた201件（市区町村において発生した5件、委託業者等が発生させた15件を含む。）のうち、公表可能な170件（システム事故1件を含む。）について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

II 状況

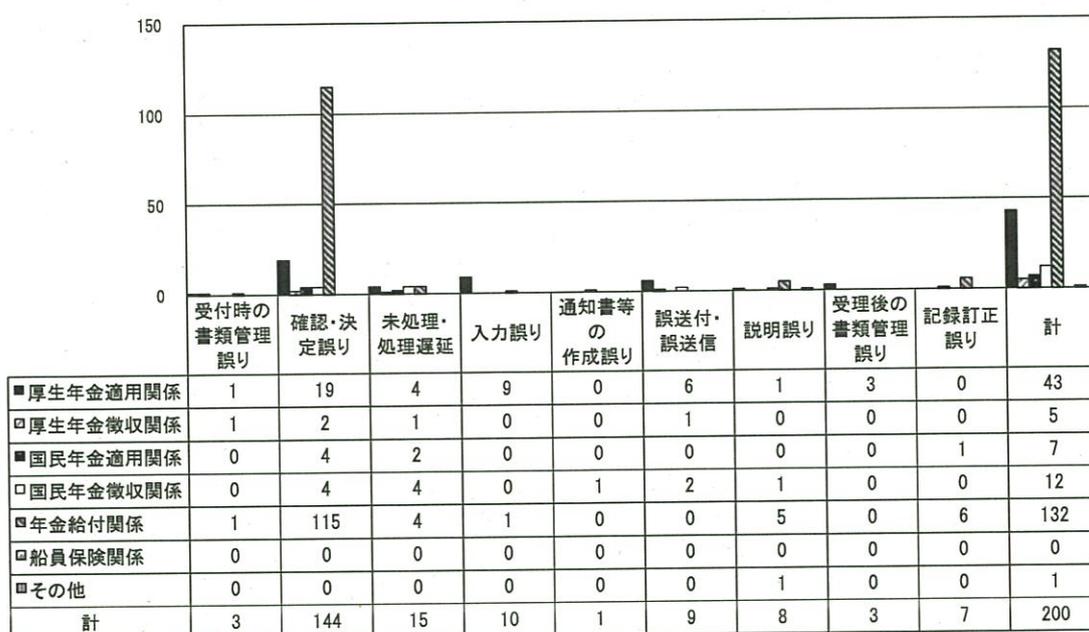
事務処理誤りについては1～7及びⅢ、システム事故については8のとおりです。

1 発生年度別・判明年度別内訳

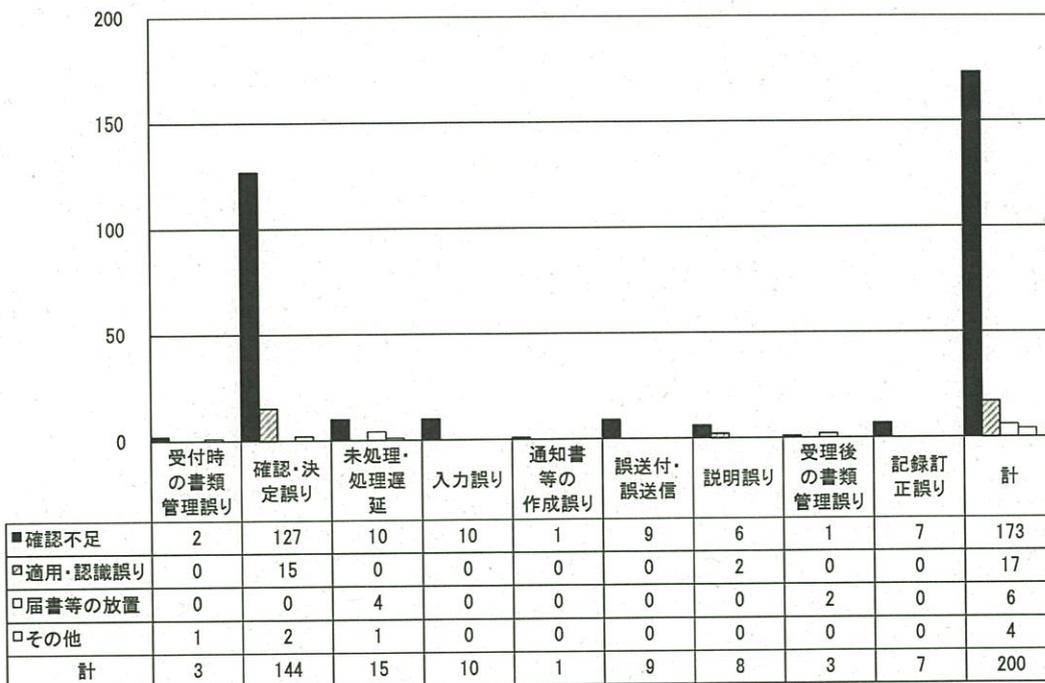
	平成24年度 判明	平成25年度 判明	平成26年度 判明	平成27年度 判明	計
平成27年度発生	—	—	—	7(1)	7(1)
平成26年度発生	—	—	32(14)	8(1)	40(15)
平成25年度発生	—	3	13(1)	1	17(1)
平成24年度発生	0(1)	1	3	0	4(1)
平成23年度発生	0(1)	0	0	0	0(1)
平成22年度発生	0	0	5	0	5
平成21年度以前発生 （機構発足後）	0	0	0	0	0
（社会保険庁時代）	7	17	80(1)	3	107(1)
計	7(2)	21	133(16)	19(2)	180(20)

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

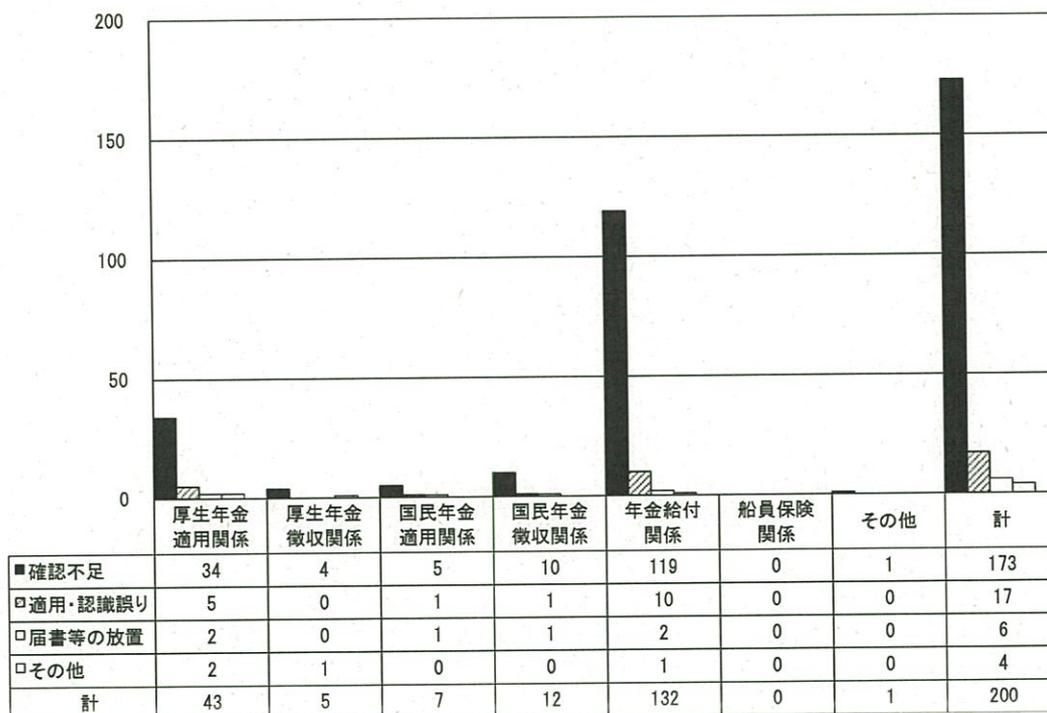
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



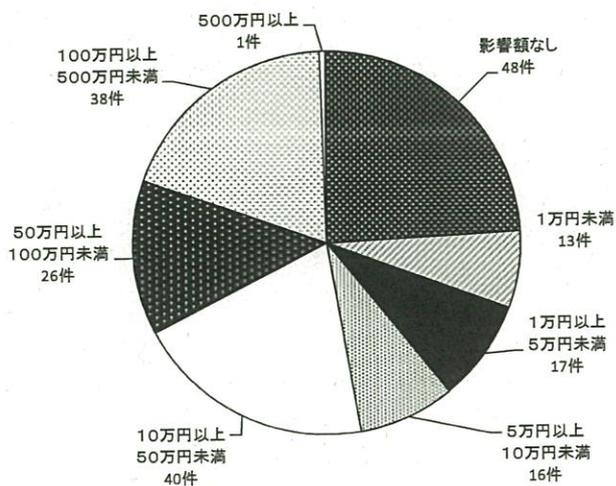
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳



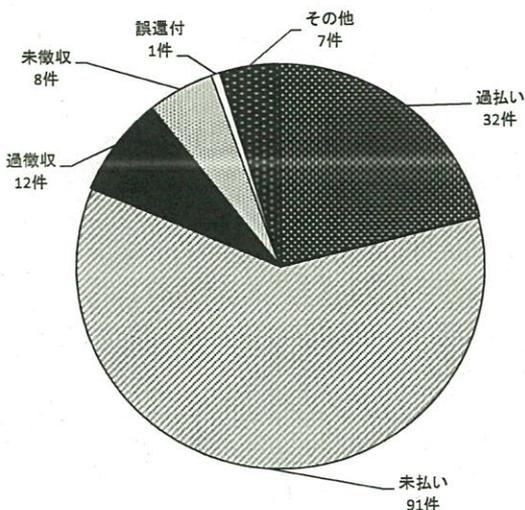
5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	給付保険 関係	その他	計
影響額なし	20	1	5	11	11	0	0	48
1万円未満	3	1	0	0	9	0	0	13
1万円以上 5万円未満	7	1	0	0	9	0	0	17
5万円以上 10万円未満	4	0	0	1	11	0	0	16
10万円以上 50万円未満	3	1	1	0	35	0	0	40
50万円以上 100万円未満	3	0	0	0	23	0	0	26
100万円以上 500万円未満	3	1	1	0	33	0	0	38
500万円以上	0	0	0	0	1	0	0	1
計	43	5	7	12	132	0	0	199

(注) 影響額が整理中である1件を除く

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額	平均金額
過払い	32件	16,371,320	511,603
未払い	91件	100,966,560	1,109,522
過徴収	12件	2,195,887	182,990
未徴収	8件	3,748,112	468,514
誤還付	1件	4,400	4,400
その他	7件	2,814,521	402,074
計	151件	126,100,800	835,104

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過徴収と未払いがある件	3件	2,529,599
未徴収と過徴収がある件	2件	145,355
未徴収と未払いがある件	1件	32,420
誤還付と過払いがある件	1件	107,147

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	138件	69.0%
外部	62件	31.0%
計	200件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2014年11月4日	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書における氏名の表示誤り	1名	—	0

Ⅲ 日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案に関するお客様への説明誤り
案件の個別公表

日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案に関するお客様への説明誤り案件については、別紙のとおり、平成27年8月10日に個別公表済みです。

平成 27 年 8 月 10 日
(照会先)
年金相談部
年金相談部長 林 繁治
相談企画グループ長 岡部 太
(電話直通 03-3247-3481)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

日本年金機構への不正アクセスによる情報流出事案 に関するお客様への説明誤りについて

このたびの日本年金機構への不正アクセスによりお客様の個人情報が流出した件につきましては、皆様にご心配とご迷惑をおかけしており、誠に申し訳なくお詫び申し上げます。

日本年金機構におきましては、本年 6 月 1 日に約 125 万件の個人情報の流出についての公表を行い、お客様から個人情報の流出の有無に関するお問い合わせにお答えしてまいりました。

今般、お客様からのお問い合わせに対し、実際には個人情報が流出していないにもかかわらず「流出した」という誤った説明を行っていたケースが 14 件あったことが、調査(注)の結果、明らかとなりました。この誤った説明は、全てコールセンターにおいて行ったものです。

(注)平成 27 年 6 月 1 日から 7 月 15 日までの間の年金事務所及びコールセンターにおける年金相談の事跡を調査

このお客様につきましては、個別にご訪問し、お詫びとご説明を行います。

このようなことが生じ、ご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

※7月13日に公表を行いました、個人情報が流出していたにもかかわらず、していないと誤った説明を行っていたケース(2,449件)につきましては、その後、新たな誤りは判明しておりません。

※個人情報が流出したお客様には、お詫び状をお届けしておりますが、この14名のお客様にはお送りしておりません。

以上

○日本年金機構の平成27年7月分の事務処理誤り一覧(1～22ページ)

- | | | | |
|--|-----|------|--------|
| 1. 厚生年金適用関係 | 1P | 整理番号 | 1～32 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | 6P | 整理番号 | 33～37 |
| 3. 国民年金適用関係 | 7P | 整理番号 | 38～43 |
| 4. 国民年金徴収関係 | 8P | 整理番号 | 44～54 |
| 5. 年金給付関係 | 10P | 整理番号 | 55～168 |
| 6. 日本年金機構における不正アクセスによる情報
流出事案に関するお客様への説明誤りの公表 | 22P | 整理番号 | 169 |

○日本年金機構の平成27年7月分のシステム事故一覧(23ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	事務センター	2015年 2月26日	2015年 3月12日	<p>○国民年金保険料控除証明書の交付のため年金事務所に来訪されたお客様の氏名、住所が、別人のものに変更されているとの問合せがあり、資格取得届の審査時に基礎年金番号が不鮮明であったため補正した際、誤って同姓同名、同一生年月日の別人の基礎年金番号に補正し、そのまま処理をしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様及び事業主にお詫びの上説明しました。</p> <p>●記録の訂正処理を行い、お客様に控除証明書を送付し、事業所へは決定通知書を差し替えました。</p> <p>●担当部署において、基礎年金番号の補正の際は記録の確認と事跡を残すよう周知しました。</p>	1事業所 1名	—	0
2		入力誤り	福岡	東福岡	2008年 5月13日	2014年 5月13日	<p>○お客様から、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額について問合せがあり、資格取得届を処理する際、標準報酬月額を一桁誤って決定していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様及び事業主にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●標準報酬月額の訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、審査時及び入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 1名	未徴収	734,306
3	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2014年 11月26日	2015年 1月28日	<p>○事業所から事業主の年金額について問合せがあり、事業主が障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者に該当し、健康保険の資格喪失を処理した際、70歳未満であるため厚生年金の資格は継続させるところ、処理を漏らしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業主及びお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●資格取得の処理を行い、過払いの年金については返納の手続きをさせていただきました。</p> <p>●担当部署において、今回の事務処理手順について周知しました。</p>	1事業所 1名	過払い	1,114,016
4		受理後の書類管理誤り	東京	文京	2015年 1月5日	2015年 1月30日	<p>○未処理となっている届書の確認を行ったところ、資格喪失届を受付後紛失したことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。</p> <p>●事業所からあらためて届書を提出いただき、入力処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、6色BOXによる書類管理の再徹底を周知しました。</p>	1事業所 1名	—	0
5	被扶養者異動届の誤り	確認・決定誤り	広島	事務センター	2015年 1月23日	2015年 4月9日	<p>○年金事務所に問合せがあり、被扶養者異動届の処理時に誤って別の被扶養者を削除していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●被扶養者記録の訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、審査時に被扶養者の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 1名	—	0
6	新規適用時の誤り	確認・決定誤り	長野	長野南	2014年 7月10日	2015年 1月27日	<p>○調定取消の確認をした際、個人事業所が法人事業所として新規適用届を提出し、法人登記簿謄本の添付がないまま届書を受け付け、適用処理をしていたことが判明しました。</p> <p>●事業所から、新規適用届の取消届等の提出を求め、処理しました。徴収した保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、マニュアルを遵守した事務処理の徹底を周知しました。</p>	1事業所 4名	過徴収	659,296

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
7	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	2010年 9月10日	2014年 6月27日	○厚生年金基金解散に伴う被保険者記録突合の際、支払基礎日数が17日以上あるにもかかわらず、標準報酬月額を保険者算定で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、お客様から年金額の仮計算書類を提出していただき、年金額に変更がないことを伝え承を得ました。 ●担当部署において、業務にかかる知識の再確認と入力時の複数人でのチェックを周知しました。	1事業所 1名	その他	32,420	
8			宮城	事務センター	2014年 7月28日	2014年 8月21日	○事業所から標準報酬月額について問合せがあり、算定基礎届の審査時に報酬額の補正を誤ったことにより、標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届にかかる知識の整理と、届書の記載事項を補正する際は事業所に確認の上事跡を残すことを周知しました。	1事業所 3名	—	0	
9			長野	長野南	2014年 8月15日	2014年 10月10日	○年金相談に来訪されたお客様から年金受給額について問合せがあり、算定基礎届の審査の際に、標準報酬月額の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、未払いの年金の支払いを確認しました。 ●担当部署において、届書の受付時及び点検時のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未払い	36,816	
10			山梨	事務センター	2013年 8月1日	2014年 11月25日	○厚生年金基金から年金事務所に標準報酬月額の間合せがあり、確認したところ、休職給についての認識誤りにより、標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、過徴収の保険料については減額調整し、過払いの年金について内払調整を行いました。 ●担当部署において、届書の審査時のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	その他	92,270	
11			福井	事務センター	2014年 9月17日	2014年 12月11日	○年金事務所に年金相談のため来訪されたお客様から年金受給額について問合せがあり、算定基礎届の審査時に、標準報酬月額の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、過徴収の保険料については減額調整し、未払いの年金についてお支払いしました。 ●担当部署において、届書の審査時のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	93,143	
12			岡山	岡山広域事務センター	2013年 8月2日	2015年 1月29日	○年金事務所に保険料額について問合せがあり、事業所から提出された算定基礎届に誤記入があり、審査時の確認不足から標準報酬月額が誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業主にお詫びの上説明しました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、未徴収の保険料については納入方法を管轄の年金事務所に相談していただくこととしました。 ●担当部署において、審査時のチェックの徹底を周知しました。	1事業所 1名	未徴収	1,522,663	
13			未処理・処理遅延	愛知	中村	2014年 9月2日	2015年 2月3日	○事務センターから定時決定がされていない被保険者がいるとの連絡を受け、確認したところ、保険者算定すべき被保険者の入力漏れ及び、算定基礎届を処理した際にエラーが発生したにもかかわらず、適切な補正を行わなかったことによる入力漏れが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し承を得ました。 ●入力処理を行い、決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、保険者算定処理時及びエラー発生時は、対象者のリストを全件チェックして処理を確実にを行うよう周知しました。	2事業所 2名	その他	98,694

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
14	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	藤沢	2014年 12月頃	2014年 12月25日	○事業所の担当者から問合せがあり、電話照会時の標準賞与額の説明に誤りがあったため、事業所が誤った賞与額で届書を提出していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●正しい内容の賞与支払届をご提出いただき、標準賞与額の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、標準賞与額の取扱いについて資料を配布し、事務処理の徹底を周知しました。	1事業所 86名	未徴収	26,000
15			愛知県	事務センター	2014年 10月16日	2015年 1月22日	○協会けんぽから、資格喪失に伴い健康保険の被保険者証を回収したが、被保険者記録は喪失となっていないとの問合せがあり、資格喪失届の提出後に提出された賞与支払届を処理する際、資格喪失の記録を取り消したまま再入力の処理が漏れていることが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収の保険料は翌月分の保険料で減額調整しました。 ●担当部署において、処理手順の再確認及び、補正した前後の記録画面を事跡として残すことを周知しました。	1事業所 1名	過徴収	212,533
16		入力誤り	東京都	事務センター	2015年 1月21日	2015年 1月26日	○年金事務所に標準賞与額について問合せがあり、委託業者による賞与支払届の処理時に別人の賞与額を入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●記録の訂正処理を行い過徴収の保険料は減額調整しました。 ●委託業者に対し、入力時のチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	過徴収	4,680
17			香川県	事務センター	2015年 1月8日	2015年 2月23日	○事業所から年金事務所に保険料額について問合せがあり、同月に二回賞与の支払いのあった事業所の賞与支払届を処理する際、一部の被保険者について、補正後の再入力が行われていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●賞与記録の入力処理を行い、未徴収の保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、入力を担当する委託業者に対して入力内容をわかりやすく指示した記載を行うよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	29,434
18			福岡県	福岡広域事務センター	2014年 11月12日	2014年 12月19日	○算定基礎届の入力確認の際、資格喪失届の入力後に提出された賞与支払届を処理するため、資格喪失記録を取り消したまま再入力の処理を漏らしたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格喪失の処理を行い、過徴収の保険料は減額調整しました。 ●担当部署において、入力時及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	951,866
19			年金記録の統合等の誤り	確認・決定誤り	長崎県	佐世保	2014年 2月25日	2014年 12月25日	○機構本部から年金記録の確認依頼があり、厚生年金保険第四種被保険者期間の資格喪失日について、誤った訂正処理を行い、保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●誤って還付した保険料については返納していただき、年金記録については訂正処理を行いました。 ●担当部署において、第四種期間を有する場合の記録の確認について周知しました。	1名

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
20	年金記録の統合等の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山西	2014年 4月15日	2015年 1月23日	○機構本部から再裁定関係書類の返戻があり確認したところ、新たに年金加入期間が10か月判明したことにより、厚生年金保険第四種被保険者期間の記録を10か月削除すべきにもかかわらず、誤って11か月削除していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って還付した保険料及び過払いとなった年金については返納していただき、年金記録については訂正処理を行いました。 ●担当部署において、記録確認時に老齢年金の受給資格要件について確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	107,147
21		入力誤り	滋賀	事務センター	2014年 10月16日	2014年 11月28日	○年金事務所から厚生年金記録について問合せがあり、私学共済と重複していた厚生年金保険の加入期間の記録訂正を行った際、厚生年金期間の追加処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時、決裁時のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
22	届書返戻時の誤り	誤送付・誤送信	高知	高知東	2015年 1月19日	2015年 1月28日	○事業所から提出していた資格取得届の返戻依頼があり、窓口で返戻することとなっていた資格取得届について、本人確認や委任状の確認をしないまま被保険者本人に直接窓口で返戻していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、返戻は原則郵送で行うこと、窓口での返戻の際は本人確認と委任状の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
23	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2014年 12月11日	2015年 2月12日	○年金事務所に保険料について問合せがあり、2年以上遡及した届書については、年金事務所でも入力するため、年金事務所に回付すべきところ、回付を漏らしたことにより、介護保険料を過徴収していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収の保険料は翌月分の保険料で減額調整しました。 ●担当部署において、入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	15,500
24	厚生年金適用関係通知書の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	2010年 9月6日	2015年 3月3日	○内部監査において、机の引き出しの奥から70歳以上被用者算定基礎届が見つかり、確認したところ、入力処理はされているものの、事業所宛の通知を送付していなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●事業所宛の通知を送付しました。 ●担当部署において、届書の管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
25	事業所関係届書の誤り	説明誤り	東京	渋谷	2015年 1月23日	2015年 1月23日	○お客様から、全喪届の添付書類について問合せがあり、確認したところ、お客様からお電話で照会があった際に担当者が不要な書類の添付を求めていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届出に必要な添付書類について周知しました。	1事業所	—	0
26	厚生年金適用関係届書等の処理漏れ	受付時の書類管理誤り	宮城	事務センター	2014年 6月26日	2014年 10月8日	○70歳以上被用者該当届の提出勧奨を行った際、事業所から提出済みと回答があったため確認したところ、届書を受付後に紛失していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行い、決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、届書の受付から処理までの流れを一本化するとともに、責任の所在を明確にするため届書に対応職員の名前を記載することを周知しました。	1事業所 3名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
27	厚生年金適用 関係届書等の 処理漏れ	受理後の書類 管理誤り	石川	事務センター	2015年 1月19日	2015年 2月23日	○事業所から年金事務所に保険料額についての問合せがあり、産前産後休業取得者申出書を受付後紛失したことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●事業所からあらためて届書を提出いただき、入力処理を行いました。 ●担当部署において、委託業者との書類の授受時の枚数確認、ふた付き書類ボックスへの変更など書類管理の徹底を周知しました。	1事業所 1名	過徴収	82,962
28		未処理・処理 遅延	奈良	奈良	2014年 10月1日	2015年 1月21日	○社会保険労務士から、事務を受託している事業所の被扶養者異動届を提出したにもかかわらず健康保険証が送付されないとの申し出があり、被扶養者異動届が未処理であるにもかかわらず処理済の状態で保管していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の入力処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムを利用した書類管理の徹底を図るよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
29	厚生年金適用 関係届書等の 送付誤り	誤送付・誤送 信	宮城	事務センター	2014年 10月10日	2014年 10月16日	○事業所から送付されてきた封筒の中に他の事業所の被扶養者異動届確認通知書が入っており、委託業者の封入・封緘時における送付先と送付物の確認不足により、別の事業所宛に送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●本来送付すべき事業所に確認通知書を送付しました。 ●委託業者に対し、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう、周知しました。	1事業所 3名	—	0
30			岡山	岡山広域事 務センター	2014年 11月6日	2014年 11月10日	○社会保険労務士から年金事務所に、事務を受託していない事業所の決定通知書が送付されてきたという連絡があり、委託業者の封入・封緘時における送付先と送付物の確認不足により、社会保険労務士宛での送付物に混入させていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう、周知しました。	1事業所 1名	—	0
31			福島	事務センター	2015年 3月26日	2015年 3月27日	○事業所の担当者が年金事務所に、送付されてきた他の事業所の決定通知書を持参されたため、委託業者の封入・封緘時における送付先と送付物の確認不足により、別の事業所宛に送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●本来送付すべき事業所に決定通知書を送付しました。 ●委託業者に対し、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう、指導しました。	1事業所 1名	—	0
32	厚生年金適用 関係届用電子 媒体の交付誤 り	誤送付・誤送 信	東京	江戸川	2015年 7月21日	2015年 7月21日	○お客様に対して被保険者報酬月額算定基礎届提出用として未使用の電子媒体を交付する際に、誤って使用済みの電子媒体を交付していたことが判明しました。 ●判明当日にお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した電子媒体を回収しました。 ●未使用の電子媒体の保管場所を総点検し、他に使用済み電子媒体の混在が無いことを確認するとともに、管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	—	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
33	口座振替納付 申出書の誤り	確認・決定誤 り	千葉	木更津	2014年 10月29日	2014年 12月8日	○事業所から、保険料が口座振替されていないとの申し出があり、口座振替申出書の入力処理時に、金融機関名を誤認して別の金融機関コードを入力したことにより、保険料の口座振替が行えなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、口座振替されなかった保険料は納付書で納めていただきました。 ●担当部署において、金融機関コードを記入する際は金融機関名と支店名をあわせて記入し、入力時及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	179,771
34	保険料調査決 定時の誤り	確認・決定誤 り	滋賀	大津	2015年 4月10日	2015年 5月22日	○人事異動に伴う引継の際、国民健康保険組合を脱退し、健康保険に加入した被保険者にかかる健康保険料の調整を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●処理を行い、過徴収となった保険料は減額調整しました。 ●担当部署において、保険料計算日に先立って、保険料の計算に誤りがないことをチェックすることを周知しました。	1事業所 1名	過徴収	2,338
35	厚生年金徴収 関係届書等の 処理漏れ	受付時の書類 管理誤り	愛知	事務センター	2014年 9月25日	2014年 10月30日	○未処理届書の確認の際、管轄外への所在地変更に伴い、口座振替申出書を回送すべきところ送付せず、処理済として保管されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●入力処理を行い、口座振替されなかった保険料は納付書で納めていただきました。 ●担当部署において、決裁時のチェックの徹底及び、他拠点へ送付する必要がある届書については審査担当者が回付漏れ防止板を作成して決裁者が確認することとしました。	1事業所	未徴収	1,176,210
36		未処理・処理 遅延	岐阜	多治見	2014年 3月頃	2015年 4月20日	○二以上事業所勤務被保険者の保険料の確認を行った際、前年の保険料率の改定にかかる保険料額の登録がされていないことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料額の改定処理及び訂正処理を行い、未徴収及び過徴収の保険料はそれぞれ増額調整、減額調整しました。 ●担当部署において、審査時及び入力時のダブルチェックの徹底を周知しました。	7事業所 4名	その他	46,661
37	厚生年金徴収 関係届書等の 送付誤り	誤送付・誤送 信	三重	四日市	2015年 4月17日	2015年 4月20日	○事業所から、他の事業所の増減内訳書が送付されてきたとの申し出があり、送付先と内容物の確認が不十分だったことにより、他の事業所宛の送付物に混入させていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所に書類をお渡ししました。 ●担当部署において、封入、封緘時には送付物を一枚ずつチェックすることを徹底するよう周知しました。	1事業所	—	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
38	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	宮城	大河原	2013年 11月18日	2014年 3月28日	○お客様が年金請求のため来所された際、国民年金任意加入の資格取得時に、合算対象期間の確認不足により誤った資格喪失年予定年月日が登録され、老齢年金の受給権発生日が誤っていたこと、また、本来納付する必要のない保険料を徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、未払いとなっていた年金の支払いと、納め過ぎとなっていた保険料の還付を行いました。 ●担当部署において、任意加入の際は加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	2,344,186
39			大阪	淀川	2014年 2月17日	2014年 4月30日	○お客様から問合せがあり、海外転出・転入及び60歳到達に伴う国民年金任意加入の取得・喪失の手続きの説明を漏らしたため、適切な任意加入の手続きが行われていないまま保険料が納付された上に、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、資格記録の訂正を行い、2年前納の保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、2年前納の保険料を領収しました。任意加入をされていなかった期間については保険料を還付しました。 ●担当部署において、お客様からの相談に対して適切な案内を行うよう周知しました。	2名	過徴収	153,900
40	基礎年金番号の登録誤り	記録訂正誤り	北海道	札幌北	2013年 7月17日	2014年 9月4日	○お客様から問合せがあり、区役所が別人の基礎年金番号で住所変更届を作成したため、別人の住所が変更され、納付書等が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って送付された納付書等を回収しました。 ●区役所に対し、氏名索引を行う際は本人確認手順による確認を徹底するよう依頼しました。	2名	—	0
41	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2014年 8月8日	2014年 9月4日	○お客様から問合せがあり、同じ事業所から提出のあった同姓同名の別人の国民年金第3号被保険者取得届と、国民年金第3号被保険者住所変更届の対象者を同一人物であるものとして処理を行ったため、別人の記録が変更され、国民年金第3号被保険者資格該当通知書等が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って送付された通知書等の返却を依頼しました。 ●担当部署において、届書の処理時の基礎年金番号、生年月日等の確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
42	国民年金適用関係届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	神奈川	事務センター	2007年 10月2日	2015年 2月27日	○お客様から問合せがあり、年金事務所において訂正処理のため事務センターから返戻された国民年金被保険者住所変更届が未処理となっていたため、納付書が未送達となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●住所の訂正処理を行いました。 ●現在は補正処理も事務センターで行うよう改められています。	1名	—	0
43			福岡	東福岡	2009年 5月31日	2014年 6月20日	○社会保険労務士から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届が未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士を通じて、お客様にお詫びの上説明しました。 ●届書の処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムによる届書の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
44	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2014年11月頃	2014年12月4日	<p>○お客様から問合せがあり、市役所が国民年金被保険者資格取得届を受け付けた際、お客様から前納の申出があったにもかかわらず、そのことを年金事務所に適切に伝達していなかったため、前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料額で領収することで了承を得ました。</p> <p>●前納保険料額で領収しました。</p> <p>●市役所に対し、前納納付書の作成が必要な場合は、適切に伝達を行うよう依頼しました。</p>	1名	—	0
45	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の誤り	説明誤り	山口	徳山	2012年12月頃	2014年12月5日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料控除証明書の発行依頼があった際に、死亡した方の証明書は発行することができないと誤って説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●控除証明書を発行しました。</p> <p>●担当部署において、控除証明書の発行について周知徹底しました。</p>	1名	—	0
46	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	福島	事務センター	2015年3月25日	2015年4月10日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、金融機関コードの記載を誤ったため、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、お客様から納付書による1年前納の申出があり、納付書により1年前納保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、1年前納保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、複数人による金融機関コードと金融機関名の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
47			三重	事務センター	2015年2月10日	2015年5月1日	<p>○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、金融機関コードの記載を誤り、そのまま入力したため、口座振替による1年前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納の保険料額で領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、1年前納保険料額で領収しました。</p> <p>●委託業者に対し、金融機関コードの記載時の確認及び、入力後の確認を徹底するよう指導しました。</p>	1名	—	0
48	国民年金徴収関係通知書の誤り	通知書等の作成誤り	大阪	近畿ブロック本部	2015年1月21日	2015年1月23日	<p>○お客様から問合せがあり、既に保険料を納付済みのため、特別催告状の発送対象者から除くべきであったお客様に対し、引抜きリストの確認を漏らし、特別催告状を送付していたことが判明しました。</p> <p>●誤って催告状が送付されたお客様に対し、お詫び文書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、引抜きリストの件数等の確認を徹底するよう周知しました。</p>	135名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
49	国民年金徴収関係届書等の処理漏れ	未処理処理遅延	北海道	札幌東	2013年 11月1日	2014年 5月16日	○札幌北年金事務所から問合せがあり、札幌北年金事務所から回送された国民年金保険料付加納付申出書が未処理となっていたため、付加保険料が納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収することです承を得ました。 ●訂正処理を行い、付加保険料を領収しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムによる届書の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
50			富山	事務センター	2013年 7月頃	2014年 6月20日	○担当部署で、処理済みの書類の確認を行っていたところ、前年度から継続して国民年金保険料免除申請されていたお客様の国民年金保険料免除納付猶予承認通知書が未送付となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●お詫び文書及び通知書を送付しました。 ●担当部署において通知書発送件数連絡確認票により、発送件数の確認を行うことを徹底するよう周知しました。	38名	—	0
51			和歌山	事務センター	2014年 8月12日	2014年 9月8日	○年金事務所から、お客様が納付した期間の国民年金保険料の納付記録が窓口装置に反映されていないと連絡があり、委託業者が領収済通知書の入力処理後にエラーリストの確認を漏らしたことにより、領収済通知書の処理が窓口装置に反映していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●未処理となっていた領収済通知書の処理を行いました。 ●委託業者に対し、エラーリストの確認を徹底するよう周知しました。	65名	—	0
52			山形	事務センター	2012年 8月24日	2014年 10月24日	○市役所から連絡があり、委託業者の入力後に職員が入力を行うべき書類の確認を漏らしたため、国民年金保険料免除理由消滅届が未処理となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行いました。 ●担当部署において職員が入力を行うべき届書の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
53			国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	豊田	2015年 4月28日	2015年 4月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替の緊急停止依頼を金融機関あてに行う際に、FAX番号を誤って送信していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●正しい番号にFAX送信しました。 ●担当部署においてFAXを送信する際の番号を複数人で確認することと、テスト送信の到達確認を徹底するよう周知しました。	2名
54	千葉	船橋			2014年 8月頃	2014年 8月7日	○市役所から連絡があり、市役所が国民年金保険料免除納付猶予申請書をお客様に返戻する際、誤って別人の年金手帳の写しを同封していたことが判明しました。 ●担当者がお客様に双方のお詫びの上説明し、個人情報漏えいしたお客様については基礎年金番号を変更することで了承を得ました。 ●基礎年金番号の変更処理を行いました。 ●市役所に対し、送付物の封入封緘の際は、複数人でのチェックを徹底するよう依頼しました。	2名	—	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
55	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮崎	都城	1992年 3月5日	2014年 1月23日	○機構本部から連絡があり、国民年金の任意加入期間や厚生年金被保険者期間等の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。 記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	115,216
56			長崎	長崎南	1985年 2月頃	2014年 11月10日		1名	未払い	4,130
57			北海道	釧路	1990年 7月19日	2014年 11月14日		1名	未払い	117,833
58			石川	金沢北	2003年 11月13日	2013年 7月26日	○機構本部から連絡があり、特別支給の老齢厚生年金裁定時に被保険者記録の性別を誤ったまま裁定したことから、定額部分の支給がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。 記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	443,193
59			宮城	大河原	1997年 5月15日	2014年 4月14日		○再裁定時の記録確認作業により、本来、任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入期間や受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い
60		説明誤り	神奈川	平塚	2014年 5月15日	2014年 5月22日	○老齢年金請求時に、委託社会保険労務士が年金相談の際に合算対象期間の確認を漏らしたことにより、受給権が発生しないにもかかわらず請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
61	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	岡山	高梁	2002年 2月7日	2014年 3月27日	○遺族年金請求書の審査時又は年金記録調査時の確認作業や事務センターからの連絡により、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。お客様に年金の返納に係るお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過徴収	42,410
62			福岡	福岡広域 事務センター	1983年 4月7日	2014年 5月21日		1名	過払い	722,521
63			愛知	熱田	1986年 3月20日	2014年 7月28日		1名	過払い	379,309
64			大阪	平野	2000年 10月19日	2014年 8月12日		1名	過徴収	56,442
65			愛知	大曾根	1993年 2月10日	2014年 9月26日		1名	過払い	132,975
66			三重	津	1987年 3月3日	2014年 12月1日		1名	過徴収	2,844
67			千葉	千葉	2003年 5月8日	2014年 12月22日		1名	過払い	88,460

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
68	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山東	1992年 4月2日	2014年 6月26日	○年金記録調査時の確認作業や事務センターからの連絡により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,844,978	
69			新潟	長岡	1992年 4月16日	2014年 8月6日		1名	未払い	250,765	
70			東京	荒川	1984年 4月1日	2014年 8月26日		1名	未払い	285,904	
71			石川	金沢北	2000年 6月8日	2014年 1月14日		○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日を旧三共済の厚生年金保険への統合日とすべきところ、誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,426
72	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	岡山	倉敷西	2009年 12月18日	2014年 3月25日	○事務センターから連絡があり、共済組合へ移管済みの厚生年金被保険者期間をお客様の年金記録に含めたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	549,712	
73			愛知	岡崎	1978年 7月1日	2014年 7月29日		○再裁定の審査時に、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を補正することなく老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。お客様に年金の返納に係るお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	6,100
74			栃木	栃木	1988年 4月2日	2013年 11月28日		○未支給年金請求時又は事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時の戦時加算記録の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には戦時加算記録の確認を確実にを行うよう周知徹底しました。	1名	未払い	1,140,796
75			兵庫	尼崎	1982年 9月22日	2014年 2月24日			1名	未払い	375,306
76			広島	三原	1977年 5月18日	2014年 5月20日			1名	未払い	930,517
77	新潟	三条	1988年 1月27日	2014年 8月21日	1名	未払い	4,897,483				

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
78	老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り	確認・決定誤り	和歌山	和歌山東	2014年 7月2日	2014年 8月12日	○お客様から問合せがあり、特別支給の老齢厚生年金の請求時に、繰下げ意思の確認不足により、お客様の希望していない65歳時点での老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金の裁定取消し及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、チェックシートの使用により繰下げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	387,480
79			大阪	東大阪	2014年 4月16日	2014年 8月6日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、65歳以降に請求していなかった老齢基礎・老齢厚生年金について、繰下げ請求した場合の厚生年金基金から支給される年金額の取扱いの確認不足により、お客様にとって金銭的に不利な繰下げ請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。繰下げの取消及び老齢基礎・老齢厚生年金の裁定を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、相談業務を委託している社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	1,375,754
80			兵庫	事務センター	2015年 1月29日	2015年 4月7日	○年金事務所から連絡があり、繰上げ請求の老齢年金請求書の審査時に、入力項目の記載漏れにより繰上げによる老齢基礎年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や入力後の複数人によるチェック等を徹底しました。	1名	未払い	82,716
81			福島	事務センター	2015年 4月9日	2015年 4月13日	○老齢基礎年金の裁定後に年金証書の記載内容を確認したところ、共済組合への繰上げ請求年月日の確認不足から、本来、老齢基礎年金の受給権発生日は共済組合の受付日とすべきところ、誤って年金事務所の受付日としていたことが判明しました。 ●年金額に影響はなかったものの、担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。正しい年金証書を交付しました。 ●担当部署において、共済組合期間がある場合の繰上げの取扱いを周知し受付年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
82			兵庫	西宮	1995年 1月18日	2013年 6月21日	○年金記録調査時の確認作業により、老齢年金請求時の職歴等の確認不足から、本来繰上げ請求ができない厚生年金加入中に繰上げ請求書を受け付けし決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。繰上げの取消を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求の際には職歴等による年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,135,579
83	遺族年金の受給要件等の誤り		確認・決定誤り	埼玉	所沢	1987年 5月19日	2015年 2月23日	○機構本部から連絡があり、共済組合の短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。遺族厚生年金の裁定取消し及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い
84		富山		魚津	2014年 3月26日	2014年 11月7日	○旧三共済組合から連絡があり、旧三共済組合期間に対して独自に支給される遺族共済年金額の確認不足により、誤って短期要件の遺族厚生年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。再裁定及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間がある場合の遺族年金の受付時には、必要に応じて旧三共済組合に照会を行うよう周知徹底しました。	1名	過払い	643,912

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
85	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松東	1998年 1月11日	2013年 1月11日	○機構本部や事務センターから連絡があり、遺族年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿等での年金記録の確認や審査時の二重チェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	184,678
86			栃木	栃木	2005年 7月28日	2013年 12月11日		1名	未払い	244,251
87			島根	浜田	1996年 11月21日	2014年 6月10日		1名	未払い	45,351
88			宮崎	宮崎	2007年 12月5日	2014年 8月14日		1名	未払い	879,083
89			宮崎	延岡	1988年 11月20日	2014年 8月18日		1名	未払い	5,520,217
90			愛知	瀬戸	2008年 1月31日	2014年 8月21日		1名	未払い	373,753
91			北海道	室蘭	2000年 5月18日	2014年 8月26日		1名	未払い	408,628
92			富山	富山	2005年 11月17日	2014年 9月22日		1名	未払い	81,656
93			島根	出雲	1998年 10月29日	2014年 10月27日		1名	未払い	1,842,383
94					静岡	三島		1989年 1月21日	2014年 6月6日	○未支給年金請求時又は事務センターからの連絡により、老齢年金及び遺族年金裁定時の戦時加算記録の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、被保険者記録や裁定原簿等による戦時加算記録の確認を行うよう周知徹底しました。
95			福岡	南福岡	1997年 4月17日	2015年 2月12日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の失権処理を行い老齢年金を新たに裁定する際に、厚生年金被保険者記録の一部を漏らしたまま裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	95,948
96	障害基礎年金の受給要件の説明誤りについて	説明誤り	愛知	鶴舞	2015年 3月26日	2015年 5月27日	○障害年金請求時に確認したところ、相談の際に繰上げの老齢基礎年金を受給していることの確認を漏らしたことから、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが理解を得られませんでした。 ●担当部署において、障害年金の受給要件に係る問合せの際には、複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
97	加給年金の誤り	確認・決定誤り	長野	長野北	2002年 6月7日	2014年 11月27日	○遺族年金請求時に確認したところ、妻の老齢基礎年金の裁定後に夫の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、妻の65歳到達時に支給停止すべき加給年金が夫の老齢厚生年金に加算されたままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数人による年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	1,112,000
98			愛知	岡崎	2013年 4月1日	2015年 2月4日	○お客様から問合せがあり、配偶者が死亡された際の国民年金の手続きに係る相談時に、加給年金額対象者不該当届の案内を漏らしたことから、加給年金額の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、受給者の配偶者が死亡された際には、配偶者が加給年金の対象となっているか確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	713,200
99			本部	機構本部 (支払部)	2004年 3月12日	2012年 12月6日	○事務センターから連絡があり、再裁定処理後にあらためて行うべき加給年金の支給停止処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定処理後に必要な諸変更処理等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	86,675
100			福岡	東福岡	2010年 8月31日	2014年 11月21日	○機構本部から連絡があり、障害厚生年金請求時に、請求者と配偶者の生計維持関係の確認不足から、加給年金の支給に必要な書類の案内漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時には生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	265,357
101			新潟	三条	2006年 1月21日	2012年 12月28日	○事務センターから連絡があり、退職改定により長期加入者の特例に該当した場合には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢を待たずに加給年金を支給できるにもかかわらず、加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。必要な書類を提出いただき訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において今回の事象を説明し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	33,108
102			東京	世田谷	1991年 7月11日	2015年 3月12日	○年金相談の際に、配偶者の老齢年金の支給状況の確認不足により加給年金額支給停止事由が該当届の案内を漏らしたことから、配偶者加給金の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。届を受け付けし、支給停止及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時の配偶者記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,322,883
103			大阪	吹田	2003年 2月14日	2012年 10月4日	○事務センターから連絡があり、老齢年金請求時の加給年金額加算開始事由が該当届の案内漏れにより、加給年金額の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に電話でお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。届出の案内及び処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や定額部分開始年齢の確認等を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,126,649

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
104	加給年金の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松東	1993年 2月24日	2012年 12月4日	○機構本部から連絡があり、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	356,327
105			石川	金沢北	1995年 7月20日	2013年 6月21日		1名	未払い	182,598
106			新潟	新潟東	1994年 9月16日	2014年 2月17日		1名	未払い	63,015
107			神奈川	横浜中	1991年 6月頃	2014年 3月31日		1名	未払い	170,000
108			埼玉	所沢	1995年 8月31日	2014年 6月3日		1名	未払い	404,618
109			埼玉	所沢	2003年 8月29日	2014年 7月7日		1名	未払い	441,300
110			高知	南国	1991年 11月7日	2014年 12月15日		1名	未払い	519,755
111			子に対する加算の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎		2014年 4月25日	2014年 8月5日	○お客様から問合せがあり、お客様は母子家庭であり児童扶養手当を受給できないにもかかわらず、説明を漏らしたことにより児童扶養手当を選択するとの申し出があり加算額・加給年金額対象者不該当届を受理したことから、障害年金の子に対する加算漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届を受け付けし機構本部への進達を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、他の制度による給付との調整等について確認を行うよう周知徹底しました。
112	東京	世田谷			1998年 4月7日	2015年 4月7日	○年金相談の際に、老齢年金裁定時に加給年金対象者である子について誤って障害者として登録したことにより、子に対する加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において今回の事象を説明し、入力後の確認を徹底することで再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	
113	振替加算の誤り	確認・決定誤り	岡山	倉敷西	1997年 6月1日	2013年 7月5日	○お客様からの問合せや年金相談時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	949,678
114			広島	福山	1994年 1月17日	2014年 8月26日		1名	未払い	4,110,940
115			東京	足立	1993年 1月12日	2014年 9月18日		1名	未払い	3,294,280
116			神奈川	横浜中	1989年 4月頃	2014年 10月29日		1名	未払い	1,100,943
117			愛知	豊橋	1998年 11月29日	2014年 11月6日		1名	未払い	563,932
118			東京	中野	2000年 11月23日	2014年 11月20日		1名	未払い	2,396,115

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
119	振替加算の誤り	確認・決定誤り	岐阜	岐阜南	1999年 9月1日	2015年 1月7日	○お客様からの問合せや年金相談時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,769,500	
120			神奈川	藤沢	1987年 3月12日	2015年 1月13日		1名	未払い	1,432,628	
121			三重	津	2007年 3月30日	2015年 2月19日		1名	未払い	297,423	
122			東京	上野	1999年 3月2日	2015年 2月20日		1名	未払い	979,525	
123			千葉	船橋	1998年 7月9日	2015年 2月26日		1名	未払い	1,815,343	
124			山口	萩	1999年 3月頃	2015年 3月3日		1名	未払い	2,949,395	
125			東京	世田谷	1997年 12月18日	2015年 3月30日		1名	未払い	2,167,233	
126			東京	世田谷	1995年 11月7日	2015年 4月7日		1名	未払い	2,235,816	
127			東京	文京	1998年 3月19日	2015年 4月16日		1名	未払い	980,050	
128			鳥取	倉吉	2000年 4月6日	2014年 6月30日		1名	過払い	888,294	
129			栃木	栃木	1993年 4月15日	2014年 12月18日		○遺族年金請求の際に請求者の記録を確認したところ、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解が得られませんでした。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	948,141
130			山形	鶴岡	1993年 4月28日	2014年 7月18日		○未支給年金請求時又は機構本部や年金事務所からの連絡により、夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,167,742
131			大阪	吹田	2004年 1月2日	2014年 9月26日		●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,649,583
132			東京	千代田	2000年 3月頃	2014年 9月30日		1名	未払い	1,904,700	
133	群馬	高崎	1995年 3月30日	2014年 10月27日	1名	未払い	3,378,783				
134	神奈川	横浜中	1999年 2月25日	2014年 10月28日	1名	未払い	1,958,150				

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
135	振替加算の誤り	確認・決定誤り	茨城	事務センター	1989年 4月6日	2014年 8月1日	○機構本部から連絡があり、妻の老齢厚生年金の裁定後に夫の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、夫の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	536,418
136			愛媛	松山東	2008年 10月6日	2014年 11月13日	○お客様から問合せがあり記録を確認したところ、配偶者の退職共済年金への加給年金の加算状況等の確認不足により、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時の夫婦の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	784,313
137			岐阜	高山	2009年 9月23日	2015年 2月10日		1名	未払い	626,883
138	年金選択の誤り	確認・決定誤り	長崎	佐世保	1989年 8月14日	2012年 10月1日	○同一人のもと思われる基礎年金番号について調査したところ、遺族厚生年金請求時に年金受給選択の案内を誤ったことから、他の年金と併せて受給できるにもかかわらず遺族厚生年金が支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。選択処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求時に他の年金の受給状況を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	1,808,093
139			埼玉	川越	2013年 9月6日	2014年 6月13日	○お客様から問合せがあり、特別支給の老齢厚生年金と雇用保険との調整の取扱いの確認不足により、年金受給選択申出書の案内を漏らし、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金受給選択申出書を案内しました。選択処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の取扱い及び雇用保険との調整について確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	995,900
140			京都	京都南	2014年 12月10日	2015年 3月2日	○機構本部から連絡があり、年金相談時に請求者及び配偶者の生計維持関係の確認不足により、本来加算できない配偶者加給金の加算手続き及び誤った年金受給選択の手続きを案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、請求書等の内容及び年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,017
141			本部	機構本部 (支払部)	2014年 2月10日	2014年 5月14日	○内部監査により、年金受給選択の処理時に必要となった支給額の調整を行う際に、調整漏れや調整額の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において今回の事象を周知し、確認漏れのないよう徹底しました。	1名	過払い	4,929
142			本部	機構本部 (支払部)	2014年 7月4日	2014年 8月28日		1名	過払い	24,970
143	本部	機構本部 (支払部)	2015年 5月11日	2015年 6月23日	○内部監査により、年金事務所へ年金受給選択方法を確認する必要性が生じたため選択処理を取り消した際に、支払いの保留処理を漏らしたことから、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	50,733		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
144	年金の支払額 や支払時期等 の誤り	確認・決定誤 り	佐賀	佐賀	1986年 4月1日	2015年 1月26日	○昭和61年法律改正により厚生年金保険被保険者は65歳到達時に厚生年金保険の資格を喪失することから資格喪失処理は行ったものの、老齢厚生年金の退職改定処理が行われていないことが機構本部からの連絡により判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象は古いため、過去の取扱いについて担当部署において朝礼で周知を行いました。	1名	未払い	395,724
145			広島	福山	1982年 3月1日	2014年 5月14日	○再裁定の審査時又は機構本部からの連絡により、老齢年金の退職改定処理において、標準報酬月額や資格取得記録等の登録漏れにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象は古いため、担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	58,308
146			青森	弘前	1984年 9月頃	2014年 7月17日	●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象は古いため、担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	7,058
147			神奈川	横浜中	1986年 7月20日	2014年 12月4日		1名	未払い	4,115
148			岡山	岡山東	1982年 12月頃	2015年 2月20日		1名	未払い	54,239
149			東京	八王子	1993年 10月頃	2014年 10月15日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴う在職老齢年金の支給停止額の変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象は古いため、過去の取扱いについて担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	143,398
150			説明誤り	千葉	市川	2014年 12月26日	2015年 2月9日	○お客様から問合せがあり、年金請求時に試算方法を誤ったことにより、年金の支払見込額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが理解が得られませんでした。 ●担当部署において、年金の支払見込額の交付時にチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—
151	本部	機構本部 (年金相談 部)		2015年 6月12日	2015年 6月15日	○お客様から問合せがあり、コールセンターにおいて、年金記録の確認不足により年金の支払時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解が得られませんでした。 ●コールセンターの相談業務を委託している業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	—	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
152	年金の支払保留処理の誤り	入力誤り	本部	機構本部 (年金相談部)	2014年 12月15日	2014年 12月19日	○お客様から問合せがあり、コールセンターにおいて年金受給者の死亡の連絡があった際に、死亡保留処理票に基礎年金番号を誤って登録したことにより、別人の死亡保留処理を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、早期に支払を行うことで了承を得ました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●コールセンターの相談業務を委託している業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	未払い	434,266
153	再裁定に係る誤り	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	1997年 3月11日	2014年 11月18日	○遺族年金請求時に、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から機構本部への再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。再裁定を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	1,356,758
154			東京	千代田	2008年 3月頃	2015年 2月17日	○お客様から問合せがあり、老齢厚生年金の裁定後に、裁定前にさかのぼって賞与支払届が処理されたことにより出力された要再裁定者リストの確認不足から、再裁定が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。再裁定処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、記録の訂正等があった場合に出力される要再裁定者リストの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	212,065
155	年金給付関係書類の処理漏れ	受付時の書類管理誤り	山口	山口	2015年 3月10日	2015年 4月13日	○事務センターへの届書等の回付時に点検したところ、未処理の年金証書再交付申請書を即日処理したものと誤認し、受付進捗管理システム上で処理済みと登録し保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金証書を再交付しました。 ●担当部署において、窓口で年金証書等を即時交付した場合の受付や決裁の手順を確認するとともに、未処理の届書と処理済みの届書が混在しないよう周知徹底しました。	1名	—	0
156		未処理・処理遅延	長崎	長崎南	2013年 12月頃	2014年 4月2日	○お客様からの問合せ又は年金記録調査時の確認作業や事務センターからの連絡により、再裁定や加給年金額加算開始事由該当届、障害状態確認届の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。再裁定処理等を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4名	未払い	531,016
157			長崎	事務センター	2015年 2月20日	2015年 4月6日		1名	未払い	165,866
158			秋田	大曲	2014年 12月22日	2015年 4月9日		2名	未払い	188,400
159	年金の受取機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	広島	事務センター	2015年 2月6日	2015年 4月24日	○お客様から問合せがあり、住所・受取機関変更届の処理の際に、届書に変更後の住所及び受取機関が記載されているにもかかわらず確認不足により変更後の住所のみを入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、次回の定期支払から変更となることで了承を得ました。届書の入力処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のチェック及び処理不要とした場合の決裁時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
160			福岡	福岡広域事務センター	2014年 11月25日	2015年 2月26日	○機構本部から連絡があり、入力委託業者が受取機関変更届への金融機関コードを誤って記載し入力したことから、年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	未払い	112,350

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
161	年金記録の統合等の誤り	確認・決定誤り	三重	尾鷲	2010年 9月8日	2014年 11月10日	○事務センターや企業年金連合会から連絡があり、記録訂正時の被保険者種別の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正時や決裁時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	27,900
162			神奈川	事務センター	2011年 1月23日	2015年 1月27日		1名	過払い	601,852
163			山口	宇部	1998年 2月26日	2014年 9月24日		○機構本部から連絡があり、基礎年金番号への船員保険記録の統合処理を漏らしたまま遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。 訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
164		記録訂正誤り	愛知	熱田	2008年 12月25日	2013年 6月18日	○年金記録調査時の確認作業により、別人記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時及び請求時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	588,847
165			愛知	熱田	1980年 1月14日	2014年 7月28日		2名	過払い	51,400
166			愛知	熱田	1996年 4月5日	2014年 7月28日		1名	過払い	16,134
167			北海道	砂川	1968年 3月19日	2015年 3月26日		1名	過払い	274,910
168			滋賀	大津	2002年 11月7日	2014年 2月24日		○事務センターから連絡があり、別人記録が混在した年金記録による老齢年金の決定及び標準報酬月額登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●事務センターでの審査において紙台帳等による記録の確認は行われていますが、担当部署においても受付時の記録の確認を徹底し再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い

6. 日本年金機構における不正アクセスによる個人情報流出事案に関するお客様への説明誤りの公表

整理番号	件名	誤り区分	本部	県名	事務所名	事象・対応	影響範囲
169	日本年金機構における不正アクセスによる個人情報流出事案に関するお客様への説明誤りについて	説明誤り	機構本部	東京	機構本部 (年金相談部)	<p>○平成27年6月1日に約125万件の個人情報の流出についての公表を行い、お客様から個人情報の流出の有無に関するお問い合わせにお答えしてまいりましたが、年金事務所及びコールセンターにおける年金相談の事跡を調査したところ、お客様からのお問い合わせに対し、実際には個人情報が流出していないにもかかわらず「流出した」という誤った説明を行っていたケースが14件あったことが明らかとなりました。この誤った説明は、全てコールセンターにおいて行ったものです。</p> <p>●該当するお客様につきましては、個別にご訪問し、お詫びとご説明を行いました。</p>	14名

本件については平成27年8月10日に公表したものです。

日本年金機構の平成27年7月分のシステム事故等一覧

整理番号	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書における氏名の表示誤り	2014年11月4日	2014年11月7日	<p>○平成26年11月に作成した社会保険料控除証明書について、国民年金の資格喪失後に氏名が変更になったお客様に変更前の氏名が表示されていることが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●該当するお客様にお詫びいたしました。 ●正しい氏名が表示されるよう、システム改修を実施しました。 ●今後は確認作業を徹底することにより再発防止を図ることとしております。 	1名	-	0